

平成17年9月8日(木) 午前10時開議

第 1 議案第 100 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

第 2 一般質問

(嶋貫尚議員、林邦雄議員、刈屋秀俊議員、守谷祐志議員、大畑正二議員)

# 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 100 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………	1

議案第 100 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

平成17年9月20日から一関市，西磐井郡花泉町，東磐井郡大東町，同郡千厩町，同郡東山町，同郡室根村及び同郡川崎村を廃し，その区域をもって一関市が，同年10月1日から遠野市及び上閉伊郡宮守村を廃し，その区域をもって遠野市が設置されることに伴い，東磐井郡大東町，同郡千厩町及び同郡室根村で組織する室根高原牧場組合並びに一関市及び東磐井郡川崎村で組織する川崎弥栄診療組合が同年9月19日をもって，遠野市及び上閉伊郡宮守村で組織する遠野地区厚生施設組合及び遠野地区消防事務組合が同年9月30日をもって解散するため，室根高原牧場組合，川崎弥栄診療組合，遠野地区厚生施設組合及び遠野地区消防事務組合をそれぞれ解散の日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること並びに岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて協議するものとする。

平成17年9月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

第1条 岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第 145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域行政事務組合	遠野地区厚生施設組合
釜石大槌地区行政事務組合	遠野地区消防事務組合
宮古地区広域行政組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	二戸地区広域行政事務組合
両磐地区消防組合	岩手・玉山環境組合
一関地方衛生組合	矢櫃山造林一部事務組合
大船渡地区消防組合	盛岡北部行政事務組合
大船渡地区環境衛生組合	紫波・稗貫衛生処理組合
胆江地区広域行政組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
胆江広域水道企業団	盛岡・紫波地区環境施設組合
胆沢地区消防組合	東磐広域行政組合
花巻地区広域行政組合	東稲産業開発組合
花巻地区消防事務組合	東磐環境組合
北上地区広域行政組合	岩手県自治会館管理組合

北上地区消防組合	岩手県市町村総合事務組合
岩手中部広域水道企業団	気仙広域連合
岩手中部地区広域市町村圏事務組合	一関地方広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
久慈地区広域行政事務組合	

別表第2中「水防法第34条」を「水防法第45条」に改める。

第2条 岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域行政事務組合	久慈地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
宮古地区広域行政組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	岩手・玉山環境組合
両磐地区消防組合	矢櫃山造林一部事務組合
一関地方衛生組合	盛岡北部行政事務組合
大船渡地区消防組合	紫波・稗貫衛生処理組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
胆江地区広域行政組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
胆江広域水道企業団	東磐広域行政組合
胆沢地区消防組合	東稲産業開発組合
花巻地区広域行政組合	東磐環境組合
花巻地区消防事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域水道企業団	一関地方広域連合
岩手中部地区広域市町村圏事務組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	

別表第2中「遠野地区消防事務組合」を削る。

附則

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第1条の規定（別表第1の改正部分に限る。）は平成17年9月20日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

提案理由

市町村の合併に伴い、解散する一部事務組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第 290条の規定に基づき, 議会の議決を求めるものである。